

【明治学院大学】オンライン授業実施における教材資料の複製・送信等の ガイドライン（2021年度版） 2020年12月19日現在

オンライン授業を実施する場合、著作権法に基づき、下記の注意が必要。本学は授業目的公衆送信保証金等管理協会(以下、SARTRAS)に一定の補償金を支払う方針ですので、下記について無許諾・無償で公表された著作物の利用ができるようになります。

- ・授業の予習・復習用の資料をメールで送信
- ・オンデマンド授業で講義映像や資料を送信
- ・スタジオ等(履修者が教室にいない状態)から授業のリアルタイム配信
- ・manaba のサーバーや onedrive に教員がデータをアップロードすること。
また、履修者がデータをダウンロードすること。ただし、履修者がダウンロードしたデータを他に転送したり、Web にアップロードすることは著作権法上、認められていないので、注意が必要。

1. 教材資料の複製・送信等について

具体例は下記になります。

- ・書籍に収録された1章分の論文コピー(PDF)を配布(送信)
- ・授業形態により異なるが、複製部数は著作権者の利益を不当に害さない範囲に限る
- ・図表や文章をスライドに引用
- ・映画やテレビ番組の一部を授業で視聴
- ・その他

※典拠の明示等、適切に引用する。

※無許諾の複製は「必要にと認められる限度において」のみ認められますので、実際に授業の対象となる部分だけ、履修者の人数分だけ行ってください。

※著作権者の利益を不当に害することにならないようご注意ください。

※授業で使用する教科書(参考書)は、そもそも、教育の課程における利用を目的とするものであり、これを複製して配布することは、当該著作物の本来的な市場と衝突し、著作者の利益を不当に害することとなり、無許諾による利用が認められない可能性が高いことにご留意ください。

授業で使用する教科書(紙版または電子版)は、履修者が購入することによって著作権者の利益を守ることになるので、授業開始に間に合わない場合であっても、必ず、履修者には教科書を購入するようにご指導ください。

※教員自身が著作(権)者として出版物をシラバス上教科書指定している場合は著作権法や出版権上の問題もなく、ほぼ自由に利用可能です。

※参考：著作権法

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。